

第1 方針策定に当たって

1 策定の背景

- 国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度である。
- 国民健康保険（国民健康保険組合が運営するものを除く。以下同じ。）は、無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い、年齢構成が高い等の理由により医療費水準が高い、所得に占める保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の負担が重い、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多いといった問題を抱えており、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれてきた。
- このような状況を踏まえ、国は約3,400億円の財政支援の拡充を行うとともに、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり国保運営の中心的役割を担うとともに、市町村は引き続き資格管理・保険給付の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととなった。
- 国保運営の都道府県化によって、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模市町村は、保険給付に必要な費用の全額を県から交付されることとなり、財政運営の安定化が図られた一方で、保険料水準は市町村ごとに異なる状況が続いている。
- こうした中、国は令和2年5月に「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、「保険料率については、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指す」とした。
- さらに、令和6年4月1日から施行される改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）により、都道府県が策定する国民健康保険運営方針について、対象期間が法定化（6年）されるとともに、保険料水準の統一や医療費適正化に関する事項などが必須記載事項とされた。

3 保険料の徴収の適正な実施

(1) 収納対策

ア 総論

- 国民健康保険の財政運営の安定化及び被保険者間の公平性を図る観点から、適正に保険料の賦課・徴収、資格管理、滞納処分等を行うことは重要な取組である。また、滞納処分等の実施に当たっては、被保険者の所得や生活状況等個々の実情を十分に勘案して、適切な取扱いをすることが重要である。

イ 市町村の取組

- 地域の実情を考慮しつつ、本方針に掲げる目標収納率の達成及び更なる収納率の向上に向けて、以下の取組等を行う。
 - ・ 納付方法の多様化（口座振替の促進、クレジットカード払い等の自動引落としによる保険料納付、コンビニ収納、ペイジー導入、インターネットを使用した公金収納支援サービスの取組、QRコード決済等）による保険料自主納付方法の利便性の拡大
 - ・ 納付勧奨の実施（コールセンターの設置、会計年度任用職員の配置・活用、自動音声電話催告システムの活用等）
 - ・ 個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施（滞納者への早期接触等）
 - ・ 個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用
 - ・ 長期未展開事案（差押物件の未換価・未差押換え）への対応
 - ・ 法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨
 - ・ 生活困窮者担当部局等の庁内関係部局等との連携
 - ・ 外国人に対する制度周知・収納対策

ウ 県の取組

- 被保険者に対する制度周知や保険料納付意識の向上を図るとともに、市町村が行う収納対策を支援するため、以下の取組等を行う。
 - ・ 収納率向上に向けた市町村への指導・助言
 - ・ 研修や講習会等の実施による市町村職員の能力向上や好事例の共有
 - ・ 国保連が行う、国民健康保険料（税）収納率向上のための取組との連携
 - ・ ちば国保月間を活用した効果的な広報等の実施
 - ・ 収納率の向上及びその実現に向けた取組に応じた県繰入金の交付
- なお、県繰入金（2号分）の交付に当たっては、保険料水準の統一を見据え、必要に応じて交付基準・交付要領等の見直しを行うものとする。

(2) 目標収納率

- 市町村における保険料の徴収の適正な実施を促すため、県は保険者規模別の目標収納率を設定し、市町村は目標収納率の達成に向けて収納率の向上に努める。
- 目標収納率は、本方針の対象期間の最終年度（令和11年度）に、保険者努力支援制度（令和5年度分）の「収納率向上に関する取組」に関する評価指標における全自治体上位5割に当たる収納率を達成することを目指し、以下のとおり設定する。
- また、現状では、目標収納率と県平均収納率には乖離がみられることから、段階的な収納率向上を目指し、本方針の対象期間の中間年度（令和8年度）の目標数値も併せて設定する。
- 目標収納率を達成した市町村は、独自の目標を設定する等、更なる収納率向上に取り組む。

【図表16】 目標収納率（現年分）

保険者規模（被保険者数）	目標収納率	令和 <u>8</u> 年度までの 目標数値
1万人未満	96.88%	95.47%
1万人以上5万人未満	95.31%	94.19%
5万人以上10万人未満	93.30%	92.16%
10万人以上	93.55%	92.99%

※ 保険者規模は、年度平均被保険者数により区分する。

4 保険給付の適正な実施

ア 総論

- 保険給付は、医療保険制度における基本的事業であり、法令に基づく統一的なルールの下に確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされることが重要である。

イ 市町村の取組

- 診療報酬等の適正な支払いを確保するため、レセプト（療養費支給申請書を含む）点検の充実・強化を行う。
- 交通事故等の第三者の不法行為の結果生じた給付に対する求償権を適切に行使するため、第三者求償事務に係る数値目標を設定し、取組の強化を行うとともに、定期的な取組内容の評価・改善を行う。

令和4年度収納率(速報値)による目標収納率達成状況

(5.6.30現在)																		
保険者規模		1万人未満				1万人以上5万人未満				5万人以上10万人未満				10万人以上				団体数 該当数
県平均(%)		94.06				93.06				91.02				92.42				
該当市町村数		20				28				4				2				
		団体名	収納率	対前年度	対目標数値	団体名	収納率	対前年度	対目標数値	団体名	収納率	対前年度	対目標数値	団体名	収納率	対前年度	対目標数値	
収納率	95%以上	10団体				5団体												
		鋸南町	97.92	0.72	2.49	野田市	96.05	-0.40	3.03									
		大多喜町	97.76	1.25	2.33	南房総市	96.01	-0.16	2.99									
		長南町	96.32	-0.69	0.89	袖ヶ浦市	95.82	0.22	2.80									
		御宿町	96.07	0.88	0.64	香取市	95.32	0.40	2.30									
		長柄町	95.86	-0.63	0.43	旭市	95.29	0.70	2.27									
		睦沢町	95.82	1.64	0.39													
		東庄町	95.54	-0.21	0.11													
		栄町	95.52	-0.39	0.09													
	94%～	3団体				5団体												
		長生村	94.86	1.19	-0.57	流山市	94.91	-0.20	1.89									
		横芝光町	94.28	-0.36	-1.15	いすみ市	94.59	0.63	1.57									
		芝山町	94.12	-1.22	-1.31	君津市	94.25	0.06	1.23									
						富津市	94.21	-0.30	1.19									
	93%～	3団体				4団体												
		酒々井町	93.68	-0.32	-1.75	我孫子市	93.70	0.11	0.68									
		鴨川市	93.35	-0.33	-2.08	印西市	93.68	0.26	0.66									
		白子町	93.22	-0.32	-2.21	茂原市	93.20	-0.56	0.18									
						習志野市	93.01	-0.62	-0.01									
	92%～	2団体				7団体								1団体				
		一宮町	92.95	-0.27	-2.48	佐倉市	92.88	0.11	-0.14					千葉市	92.90	0.04	2.51	
		匝瑳市	92.89	-0.43	-2.54	成田市	92.82	-0.25	-0.20									
						浦安市	92.68	-0.19	-0.34									
						銚子市	92.52	0.57	-0.50									
						館山市	92.43	-0.67	-0.59									
					木更津市	92.19	0.98	-0.83										
91%～	1団体				3団体				2団体				1団体					
	勝浦市	91.46	-1.26	-3.97	四街道市	91.68	0.33	-1.34	松戸市	91.84	0.11	1.34	船橋市	91.60	0.46	1.21		
					八千代市	91.43	0.68	-1.59	市川市	91.25	0.84	0.75						
90%～					大網白里市	91.17	-0.04	-1.85										
					2団体				2団体									
					東金市	90.75	1.24	-2.27	市原市	90.49	-0.07	-0.01						
89%～	1団体				1団体				柏市	90.15	-0.21	-0.35						
	九十九里町	89.58	-1.04	-5.85	八街市	89.40	0.60	-3.62										
88%～																		
87%～					1団体													
					山武市	87.51	-2.02	-5.51										

国保運営方針による目標収納率	
保険者規模 (被保険者数)	令和5年度までの 目標収納率
1万人未満	95.43%
1万人以上 5万人未満	93.02%
5万人以上 10万人未満	90.50%
10万人以上	90.39%

令和5年度までの
目標収納率

県平均収納率(市町村計)
92.42 %

○ 保険料（税）収納率（現年分）の推移（速報値）（単位：％）

市町村名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
千葉市	89.44	89.80	89.91	89.93	90.47	91.25	92.08	92.48	92.88	92.90
銚子市	87.79	89.16	89.43	89.95	90.16	91.24	91.10	91.27	91.95	92.52
市川市	85.58	86.87	88.18	88.73	89.30	90.62	90.06	89.95	90.41	91.25
船橋市	90.32	90.53	90.39	90.42	90.27	90.25	89.95	90.48	91.14	91.60
館山市	92.32	93.94	92.80	92.99	92.83	92.86	91.59	92.31	93.10	92.43
木更津市	83.86	85.47	85.75	86.41	87.67	87.66	87.73	90.05	91.21	92.19
松戸市	90.09	90.91	90.90	90.72	90.72	90.93	90.07	90.59	91.73	91.84
野田市	87.90	88.27	88.71	90.64	93.76	94.54	94.59	95.85	96.45	96.05
香取市	89.18	89.48	89.70	90.71	91.79	92.60	93.06	94.15	94.92	95.32
茂原市	88.37	89.15	90.20	91.13	91.93	92.39	92.55	93.49	93.76	93.20
成田市	88.16	88.70	89.98	90.50	90.32	90.99	91.51	91.93	93.07	92.83
佐倉市	90.12	91.00	90.85	91.64	91.14	90.98	91.34	91.62	92.77	92.88
東金市	83.80	85.13	86.88	86.17	87.10	86.99	87.49	88.72	89.51	90.75
匝瑳市	90.39	90.80	91.87	92.70	92.11	92.62	91.85	92.47	93.32	92.89
旭市	90.07	89.64	92.17	91.90	93.78	93.61	94.21	94.15	94.59	95.18
習志野市	90.13	89.85	90.14	90.96	91.36	92.46	92.50	92.93	93.63	93.02
柏市	88.10	88.69	89.15	89.31	89.75	89.90	89.54	90.27	90.36	90.15
勝浦市	89.49	90.04	90.26	91.31	90.97	91.10	91.08	92.21	92.72	91.38
市原市	84.97	84.86	85.27	86.74	88.76	89.28	88.77	89.67	90.56	90.49
流山市	90.66	91.31	91.74	91.65	92.70	93.12	93.31	94.65	95.11	94.91
八千代市	87.52	88.23	88.21	88.60	89.57	90.45	90.30	90.38	90.75	91.43
我孫子市	89.81	90.37	91.23	93.20	93.87	93.78	92.67	93.44	93.59	93.70
鴨川市	91.56	92.10	91.61	91.74	92.01	91.66	91.81	93.24	93.68	93.35
鎌ヶ谷市	90.42	90.89	90.65	90.59	91.31	92.27	92.65	93.12	93.93	94.11
君津市	84.78	87.72	88.61	89.14	90.73	90.08	90.02	92.39	94.19	94.25
富津市	87.07	87.78	88.03	88.35	89.39	90.46	91.00	92.72	94.51	94.21
浦安市	90.18	91.67	92.21	92.41	92.30	92.62	91.63	92.46	92.87	92.68
四街道市	89.33	89.29	89.78	89.91	90.27	90.59	89.68	90.63	91.35	91.59
酒々井町	90.46	90.33	90.49	91.13	91.23	92.56	92.06	93.25	94.00	93.68
八街市	84.03	84.47	86.09	85.37	85.86	87.52	88.38	87.83	88.80	89.40
富里市	82.01	82.74	83.71	86.12	89.22	90.61	90.32	90.06	90.71	90.17
白井市	89.24	89.55	89.64	88.90	90.31	89.77	89.90	90.60	91.45	92.02
印西市	89.98	90.66	90.76	91.31	91.75	92.00	92.04	93.20	93.42	93.68
栄町	91.00	92.18	92.70	93.45	94.43	94.08	94.34	95.31	95.91	95.52
一宮町	89.46	88.87	90.52	90.44	89.80	90.82	91.42	93.07	93.22	92.95
睦沢町	92.57	92.84	93.34	94.10	93.95	94.70	93.86	93.56	94.18	95.82
長生村	91.15	91.34	94.43	94.50	93.58	93.80	93.81	93.98	93.67	94.84
白子町	90.46	90.91	91.36	92.02	93.09	92.78	94.39	93.33	93.54	93.22
長柄町	97.83	98.65	96.10	95.65	96.96	96.78	97.25	97.63	96.49	95.86
長南町	93.93	93.89	94.19	94.47	95.57	95.32	94.74	95.60	97.01	96.32
大網白里市	84.17	84.96	88.33	88.60	89.42	89.06	88.34	90.68	91.21	91.17
九十九里町	84.54	84.90	87.06	87.33	87.93	90.12	90.42	89.51	90.62	89.58
芝山町	90.84	90.40	91.18	90.83	93.56	94.76	94.21	94.57	95.34	94.12
神崎町	92.42	92.83	93.88	92.81	93.93	94.07	95.18	97.74	96.25	95.36
多古町	90.52	91.94	92.99	91.96	92.53	93.01	92.12	92.91	93.81	95.20
東庄町	93.04	93.05	92.69	93.49	94.62	94.46	94.85	95.31	95.75	95.50
袖ヶ浦市	88.17	88.92	89.23	90.73	92.67	93.80	93.86	95.24	95.60	95.82
大多喜町	92.55	92.66	93.27	94.04	94.52	94.99	93.46	95.89	96.51	97.76
御宿町	91.16	90.71	91.37	91.55	92.40	92.91	92.76	94.89	95.19	96.07
南房総市	93.60	93.72	93.65	94.15	94.41	94.30	95.06	96.45	96.17	96.01
鋸南町	93.20	93.94	93.61	94.29	95.63	96.49	96.11	97.06	97.20	97.92
いすみ市	85.77	87.10	87.18	88.54	89.68	89.54	90.71	93.38	93.96	94.59
山武市	84.72	85.76	85.84	87.57	88.69	89.68	88.02	89.01	89.53	87.51
横芝光町	87.13	87.56	89.62	92.70	93.67	93.70	94.55	94.50	94.63	94.28
県平均	88.47	89.11	89.53	89.97	90.64	91.11	91.03	91.69	92.31	92.42

【出典：国民健康保険保険事業年報（R4年度は速報値）】

千葉県県税特別徴収対策計画

(令和4年度～令和13年度)

～トップランナーへの挑戦～

令和4年3月

千葉県

千葉県県税特別徴収対策計画 (概要)

- 1 目的
全国平均を大きく下回る県税徴収率の早期向上及び滞納繰越額の早期縮減により県税収入を最大限確保する。
- 2 目標
長期目標 (令和13年度末) : 県税徴収率全国順位15位以内
重点対策期間目標 (令和6年度末) : 県税徴収率全国順位30位以内
※現状37位 (令和2年度)
- 3 徴収対策の柱
3つの戦略
① 現年課税分の年度内徴収の徹底
② 滞納繰越分の早期完結の徹底
③ 新規滞納事案の発生の抑制
3つの視点
① 市町村との連携強化
② 検証・分析に基づく徴収対策の構築
③ ICTの利活用
- 4 徴収対策の主な取り組み
(1) 個人県民税
・市町村と連携した県内一斉の取組みによる特別徴収率の向上
・税務課特別滞納処分室の増員による県直徴収の強化
・滞納額の多い市に対する重点的な対策の実施
(2) 個人県民税以外の県税
・SMSによる納税勧奨の検討、電子預金照会システムの活用、差押え処分「四段階作戦」展開などによる早期着手・完結の徹底
・搜索を含む徹底した財産調査に基づく滞納処分又は執行停止処分の促進
・長期未展開事案に係る差押財産の換価の促進
(3) 新規滞納事案の発生抑制
・電子マネー等の納税手段の多様化、キャッシュレス納付の推進、WEB広告等の新たな広報媒体を活用した対象を絞った納税広報などによる納期内納付の徹底
- 5 計画期間
令和4年度から令和13年度まで
(うち重点対策期間 令和4年度から令和6年度まで)

○個人県民税（均等割・所得割）の市町村別徴収率の推移

(単位:%)

年度 市町村名	R2		R1		H30		H29		H28	
	徴収率	順位	徴収率	順位	徴収率	順位	徴収率	順位	徴収率	順位
流山市	98.34	1	98.06	2	97.77	2	97.32	2	96.47	2
市川市	98.05	2	98.07	1	98.00	1	97.69	1	96.91	1
野田市	97.17	3	96.23	8	94.96	16	92.02	31	89.40	37
袖ヶ浦市	97.12	4	96.45	7	96.02	8	95.17	10	94.20	11
我孫子市	97.03	5	97.27	3	97.13	3	96.65	4	95.81	5
浦安市	96.81	6	96.61	6	96.20	6	95.13	11	94.67	9
松戸市	96.80	7	96.91	4	96.63	4	96.52	5	96.10	3
印西市	96.78	8	96.73	5	96.54	5	95.76	8	95.21	7
神埼町	96.75	9	95.80	12	95.42	11	90.53	41	90.61	33
鎌ヶ谷市	96.73	10	96.04	11	95.07	14	93.71	20	92.65	20
長柄町	96.47	11	96.09	10	95.63	10	94.82	12	94.42	10
大多喜町	96.40	12	95.48	15	95.36	12	94.19	15	91.85	27
鯉沼町	96.28	13	95.56	14	94.97	15	94.13	17	93.28	15
八千代市	96.24	14	95.80	12	95.32	13	94.48	13	93.23	17
柏市	96.23	15	96.15	9	96.09	7	96.33	6	95.99	4
東庄町	95.87	16	95.35	17	94.53	18	93.68	21	92.12	23
茂原市	95.71	17	94.97	20	94.64	17	93.72	19	92.18	21
千葉市	95.55	18	95.01	19	94.45	20	95.80	7	94.84	8
旭市	95.41	19	94.66	21	93.43	30	91.52	34	89.41	36
船橋市	95.38	20	95.05	18	94.51	19	94.15	16	93.63	14
長南町	95.07	21	95.47	16	95.87	9	95.51	9	95.65	6
白子町	95.06	22	94.31	26	93.47	29	91.18	39	88.72	42
成田市	95.01	23	94.44	23	94.36	22	93.83	18	92.76	19
銚子市	94.95	24	94.11	27	93.64	26	92.97	25	92.02	26
佐倉市	94.90	25	94.37	25	94.00	25	93.65	22	92.97	18
習志野市	94.27	26	94.09	28	93.52	27	92.89	26	92.15	22
君津市	94.27	26	93.30	33	92.83	33	91.38	36	89.36	38
酒々井町	94.26	28	93.69	29	93.51	28	93.02	24	92.08	25
館山市	94.18	29	94.60	22	94.37	21	94.28	14	93.68	13
南房総市	94.11	30	92.80	35	92.58	36	92.12	30	91.50	30
四街道市	93.89	31	93.50	31	94.05	24	93.49	23	93.28	15
いすみ市	93.81	32	91.77	44	90.76	45	89.71	44	87.79	45
睦沢町	93.80	33	94.40	24	94.18	23	96.68	3	93.92	12
横芝光町	93.63	34	93.41	32	93.11	31	91.43	35	89.72	34
一宮町	93.53	35	92.66	38	92.42	37	91.86	32	88.44	44
香取市	93.49	36	92.68	37	91.75	42	90.5	42	89.06	39
栄町	93.13	37	92.72	36	92.23	39	92.18	29	91.75	29
鴨川市	93.12	38	92.15	41	92.05	40	91.72	33	91.32	31
長生村	93.12	38	92.83	34	92.39	38	92.22	28	91.85	27
芝山町	93.07	40	93.58	30	92.73	34	91.22	38	88.90	40
東金市	93.06	41	92.10	42	89.82	47	86.97	51	84.76	51
富津市	92.97	42	91.78	43	90.98	44	89.52	45	87.69	46
匝瑳市	92.71	43	92.27	40	91.98	41	90.70	40	88.56	43
白井市	92.63	44	92.51	39	92.64	35	92.48	27	92.11	24
市原市	92.28	45	91.67	45	90.31	46	88.99	47	87.34	47
多古町	92.15	46	90.93	46	91.71	43	90.50	42	89.49	35
木更津市	91.93	47	90.16	50	89.51	50	87.99	49	86.23	49
山武市	91.37	48	90.43	47	89.58	49	87.98	50	86.07	50
御宿町	90.93	49	89.78	52	93.07	32	91.28	37	90.65	32
勝浦市	90.69	50	90.23	49	89.43	51	88.30	48	86.68	48
九十九里町	90.37	51	89.13	53	87.32	53	86.11	52	83.51	53
大網白里市	90.34	52	89.98	51	89.76	48	89.21	46	88.77	41
富里市	90.21	53	90.31	48	88.31	52	86.11	52	84.44	52
八街市	88.36	54	87.40	54	85.50	54	83.91	54	80.97	54
県計	95.57		95.19		94.70		94.36		93.39	
全国平均	96.94		96.63		96.27		96.06		95.45	

※令和2年度の合計徴収率の高い順となっている。
 ※全国平均を上回る団体は、徴収率をゴシック体で示す。

国民健康保険の差押えについて

(単位: 円)

年度	償還管理課 への 移管人数	償還管理課への 移管金額(円)	償還管理課での 徴収金額(円)	償還管理課 での 差押え件数	償還管理課での 差押え金額(円)	一件あたりの 差押え金額 (円)	国保課での 差押え件数	国保課の 差押え金額 (円)	合計差押 え 処分件数	合計差押え金 額(円)	一件あたりの 差押え金額 (円)
2008年度	198	94,155,378	23,737,800	114	-	-	-	-	-	-	-
2009年度	428	194,856,451	45,088,200	115	8,838,119	76,862	-	-	-	-	-
2010年度	515	292,777,767	79,690,910	168	10,053,141	59,876	-	-	228	-	-
2011年度	672	343,616,281	98,597,271	203	15,418,034	75,951	25	-	275	-	-
2012年度	1,147	558,491,250	148,011,840	249	17,964,278	72,146	26	-	357	-	-
2013年度	1,197	573,930,086	239,501,041	321	27,305,391	85,065	36	-	340	-	-
2014年度	1,316	660,051,101	337,430,729	250	39,225,772	156,903	90	-	459	-	¥268,558
2015年度	1,980	1,068,575,175	434,463,502	397	41,733,185	105,121	62	51,739,136	458	122,999,379	¥256,897
2016年度	1,554	678,469,215	392,428,020	344	71,260,243	207,152	114	47,385,579	382	98,134,669	¥211,982
2017年度	1,373	566,892,569	302,301,705	249	50,749,090	181,989	114	34,400,237	455	96,451,632	¥123,700
2018年度	1,174	520,828,667	265,275,901	341	62,051,395	94,391	91	26,732,244	619	76,570,526	¥72,611
2019年度	1,048	430,705,907	244,001,765	528	49,838,282	58,790	71	16,999,313	928	67,382,754	¥79,596
2020年度	1,449	884,608,672	294,333,960	857	50,383,441	67,525	98	23,157,015	1,359	108,306,312	¥84,426
2021年度	1,587	904,848,962	261,984,200	1,261	85,149,297	73,177	90	26,035,181	1,729	145,972,773	
2022年度	1,614	1,044,163,646	362,276,086	1,639	119,837,592						

8 国保料(税)の滞納処分から身を守る の対策

「納税(徴収)の猶予」「換価の猶予」を主張しよう

生活費非課税、応能負担が原則



日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。

差し押さえは「換価の猶予」や「差し押さえの猶予」で解除できる



生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます。(「換価の猶予」国税徴収法151条、「差し押さえの猶予」地方税法15条5)

書類は捨てず、必ず見る



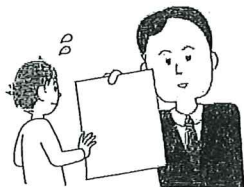
滞納を放置すると差し押さえなどが進行します。役所からの督促状などは放置せず、地域の社保協などに相談しましょう。

高すぎる延滞税は免除が当然



延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は4.3%以下になり全額免除も可能です。(国税通則法63条、租税特別措置法94条、地方税法15条9)

権利として「納税の猶予」の申請を



「納税の猶予」(国税通則法46条)「徴収猶予」(地方税法15条)を認めさせれば差し押さえはできません。差し押さえの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です。

差し押さえに関する滞納者の保護規定の主張を



「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています。(国税徴収法48条) 差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が小さいことを考慮」しなければなりません。(国税徴収法基本通達47-17)

生存権的財産は憲法に基づき保障される



憲法25条は生存権を保障しています。生存権的財産の家や預金の差し押さえは、憲法29条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差し押さえもやめさせましょう。

どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を



「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう。(国税徴収法153条、地方税法15条7) 3年継続すると納税義務は消滅します。(国税徴収法153条4、地方税法15条7) 明らかに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます。(徴収法153条5、地方税法18条1)

1. 中小業者での滞納

千商連(千葉県商工団体連合会)の「実態調査」(2023. 5. 15~6. 15)に見る
深刻な滞納状況
……国・自治体に対する多重滞納状態に

- * 「実態調査」では15.8%が税金・保険料を「滞納」しており、滞納していない人でも63.1%が「無理して」納めており、「生活費を削って」52.5%、「事業に充てる経費を削って」22.8%、「借金して」も4%おり、いつ「滞納」してもおかしくない状況です。滞納した税金・保険料を「分納している」は68.8%で、「納税猶予・減免」18.8%で「全く払えていない」も6.3%います。
- 滞納しているのは、「国保料(税)」50.0%、「市県民税」46.9%、「年金」40.6%、「消費税」21.9%で、「社会保険料」と「所得税・法人税」はそれぞれ18.8%です。
- 消費税では、「完全に転嫁している」のは57.6%で、「部分的に」17.7%、「全くできない」22.2%で、あわせて40%が、完全には転嫁できていません。
- 消費税の5%減税については、「賛成」84.7%で、「反対」は1.5%にすぎません。

保険原理から人権原理への転換を!

「義務」から「権利」への転換を!

国保加入者の権利宣言 (私案)

国保加入者は、日本国憲法の基本原則に基づき、個人の尊厳と「健康で文化的に生きる」ことを保障される権利を有する。そのため、保険者は加入者が権利を十分に享受できるよう、民主的で健全な運営につとめ、加入者に必要な情報を提供しなければならない。

1. 加入者は、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を受けることができる。
1. 保険料(税)は、応能負担の原則に基づき、生活費には課せられない。
1. 滞納者は、個人の尊厳を尊重した適正な手続きと徴収緩和措置を受けることができる。

「健康」寿命から「健康・文化」寿命への転換を